

平成28年度 福岡市こども・子育て審議会総会

会 議 録

日 時 平成28年11月21日(月) 13時30分

場 所 天神ビル11階10号会議室

平成28年度 福岡市こども・子育て審議会総会

〔平成28年11月21日（月）〕

開 会

開会

○事務局 定刻となりましたので、平成28年度福岡市こども・子育て審議会を始めさせていただきます。

まず、本審議会につきましては、審議会条例第6条第3項の規定におきまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。当審議会の委員37名のうち、本日は24名の委員にご出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことを報告させていただきます。

なお、本日の会議につきましては、福岡市情報公開条例に基づきまして公開にて実施いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

まず初めに、会議資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、事前に郵送でお送りしておりましたが、まず式次第、委員名簿。この式次第、委員名簿につきましては、本日差しかがございまして、誠に申し訳ございませんが、机の上に置いてありますものを使用いただくようお願いいたします。また座席表でございます。議題資料としましては資料1、これは資料1－1から1－4までの4種類でございます。それぞれ、資料1－1はA4縦の1枚物、1－2がA3横の3枚物でございます。1－3はA4縦の冊子、1－4はA3横の2枚物でございます。続きまして資料2といたしましては、A4縦4枚をホッチキス留めしたものでございます。資料3につきましては、A4縦の2枚物でございます。最後に参考資料としまして「第4次福岡市子ども総合計画関連事業一覧」を冊子としてつけております。また、本日、委員の皆様の机には「第4次福岡市子ども総合計画」の冊子をお配りしております。

以上、資料が多く恐縮でございますが、不足等があればお申し出いただくようお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員紹介

○事務局 年度が変わりまして、各種団体のご推薦等による委員の皆様の交代がっておりますので、新しく就任された委員の皆様につきまして、お名前のみご紹介させていただきます。大変恐れ入りますが、役職等につきましては名簿等をご参照いただければと存じます。なお、名簿につきましては、50音順で敬称略におきまして整理させていただきます。また、便宜的に通し番号を振らせていただいておりますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、新任の委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の名簿の13番目、木村委員でございます。

14番、桐原委員でございます。

18番、佐藤比呂明委員でございます。

24番、竹中委員でございます。

29番、平川委員でございます。

30番、平畑委員でございます。

また、本日は欠席ではございますが、8番、尾崎委員、12番、門田委員、15番、黒川委員、17番、佐藤一則委員、27番、那須委員でございます。

新たにご就任いただきました委員の皆様におかれましては、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、会議の開催に当たりまして、福岡市こども未来局長の石橋より一言ご挨拶申し上げます。

こども未来局長挨拶

○事務局 皆様、こんにちは。福岡市こども未来局長の石橋でございます。

委員の皆様方におかれましては、さまざまな分野で子どもの健やかな成長のためにご尽力賜っておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。あわせまして、今日は2時間という時間になりますが、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

本日につきましては、平成27年3月に「第4次子ども総合計画」を策定いたしまして1年半がたっておりますが、その進捗状況等についてご審議賜ることが中心になろうかと思っております。これから先、また皆様方のお知恵をお借りしながら、子ども行政を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、審議会の会議につきましては委員長がその議長となることと定めておりますので、ここからは針塚委員長に会議の進行をお願いいたします。

針塚委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 皆さんこんにちは。委員長を仰せつかっております針塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、座って進めさせていただきます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

まず、議題（１）としまして、専門部会の委員について事務局より説明をお願いいたします。

議題

（１）専門部会の委員について

○事務局 まず、議題（１）についてご説明させていただきます。

議題（１）専門部会の委員につきましては、審議会条例施行規則第４条第２項の規定によりまして、審議会に諮って指名をすることとなっております。先ほど委員の紹介で紹介させていただきました委員名簿をご覧くださいませでしょうか。委員名簿につきましては、右側に専門部会（案）という形で部会の記載をしております。その中で丸をおつけしている方が、それぞれの部会の委員ということでお示しさせていただいております。なお、今回新たにご就任いただいた委員につきましては、前任の方が所属をされていた専門部会に、引き続き同じ部会に所属をいただくような形で、現在、案としてお手元にお示しをさせていただいているところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

いまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 特にならぬようございましたら、新しく委員に就任された方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、今度は議題（２）に入らせていただきます。

議題（２）は「第４次福岡市子ども総合計画」の実施状況についての点検・評価、続いて、専門部会の設置に関するご審議をいただいた後に、専門部会の開催状況についてご報告をいただく予定でございます。

時間は約２時間を予定しておりますが、できるだけ円滑に議事を進行していきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、「第４次福岡市子ども総合計画」の実施状況の点検・評価について、事務局よりご説明をお願いいたします。

議題

（２）「第４次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について

○事務局 議題（２）「第４次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価につきましてご説明させていただきます。

まず、資料１－１「第４次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価についてをご覧くださいませでしょうか。この資料につきましては、昨年11月18日に開催しました、前回のこども・子育て審議会総会においてお諮りをし、決定いただいたものでございます。今回新たにご就任いただいた委員もいらっしゃいますので、ここで改めまして内容を確認させていただければと思います。

まず、「１ 点検・評価の考え方」についてご説明いたします。この「第４次福岡市子ども総合計画」につきましては、毎年度、施策の実施状況などを取りまとめ、審議会に報告し、審議会において点検・評価を行うこととしております。また、審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果につきましては、福岡市のホームページに掲載し公表することといたしております。

次に、「２ 実施方法」についてご説明いたします。まず、点検・評価を行う項目につきましては、計画の目標１から目標３のそれぞれに掲げる施策ごとに実施することとしております。年度終了後に福岡市において施策ごとの事業実績を取りまとめ、進捗状況の自己評価を、「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の４段階で実施することとしており、審議会において評価等を行っていただくこととしております。なお、福岡市の自己評価と審議会における評価等の結果につきましては、市のホームページで公表することといたしております。

これからご説明いたします資料につきましては、施策ごとに平成27年度の事業の実績を取りまとめ、市において進捗状況の自己評価を行ったものにつきまして、Ａ３横の資料１－２「施策別進捗状況・自己評価一覧」及び施策別のより詳細な資料といたしまして、Ａ４縦長の資料１－３の個表として、それぞれ取りまとめたものでございます。

それでは、資料１－２「施策別進捗状況・自己評価一覧」についてご説明させていただきます。

この資料につきましては、計画における施策項目の順に記載しており、左から「施策の概要」、「施策の進捗状況」、「自己評価」を記載しております。なお、先ほどご説明させていただきましたとおり、自己評価につきましては４段階で実施をいたしております。それぞれの施策の各事業の詳細につきましては、時間の関係もございますので、本日は説明を省略させていただきたいと考えておりますが、よろしければ資料１－３の個表を適宜ご参照いただきながらお聞きいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料１－２に基づきまして説明させていただきます。まず資料の１枚目、目標１「子どもの権利を尊重する社会づくり」からご説明いたします。

まず、施策１「子どもに関する相談・支援体制の充実」につきましては、子どもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し適切な支援を行っていくため、こども

総合相談センターと区役所や地域、学校、子ども家庭支援センターにおける相談体制などの総合的な充実、強化を図ることといたしております。進捗状況につきましては、子ども総合相談センターにおいて、子どもに関するさまざまな相談への対応を行うとともに、子ども家庭支援センターを1か所増設し、家庭からの相談対応や子ども総合相談センターからの委託による指導、ファミリーホーム等への支援などを図ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策2「児童虐待防止対策」につきましては、一人ひとりの子どもが、安心して心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進していくことといたしております。進捗状況につきましては、関係機関相互の連携強化に努めるとともに、市民への啓発など、福岡市全体で子どもを見守る取組みを推進してまいりました。また、引き続き弁護士を職員として配置するとともに、職員を対象とした専門的な研修を実施するなど、虐待防止事業の充実を図ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策3「社会的養護体制の充実」につきましては、さまざまな事情により社会的養護が必要になった子どもを家庭的な環境で養育するため、里親やファミリーホームに迎え入れて養育する家庭養護や、児童擁護施設などの小規模化を進めるとともに、虐待を受けた子どもの回復や親子関係の再構築に向けて専門的なケア機能の強化などを行うことといたしております。進捗状況につきましては、里親推進に関するフォーラムを開催するなど、里親制度の普及、啓発などに取り組むとともに、小規模で家庭的な環境での養育を推進しており、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策4「障がい児支援」につきましては、障がいの早期発見と早期支援や、障がい児一人ひとりの自立を目指した支援、療育体制の充実などを図ることといたしております。進捗状況につきましては、障がい児の在宅生活を支援するための施策を継続して実施するとともに、療育センター等において相談対応、診断等を実施しており、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策5「子ども・若者の支援」につきましては、思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実などを図ることといたしております。進捗状況につきましては、思春期特有の不安や悩み等に対応するため、思春期相談訪問員の派遣などの支援を実施いたしました。また、中高生の社会性や自立性の醸成を図る、若者のぶらっとホームサポート事業や、ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者の立ち直り等の支援を行う、子ども・若者活躍の場プロジェクトなどを実施したところであり、自

己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策6「子どもの貧困対策」につきましては、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしております。進捗状況につきましては、教育の支援や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、国が策定した「子供の貧困に関する大綱」を踏まえ、支援に取り組んでおり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策7「子どもの権利の啓発」でございますが、こちらにつきまして資料に誤りがございましたので、大変申し訳ございませんが、この場で訂正をさせていただければと思います。施策の概要の3行目及び施策の進捗状況の2行目のところに「児童の権利に関する条件」とございますけれども、「条件」のところが「条約」の誤りでございます。訂正をお願いできればと思います。申し訳ございません。また、資料1－3の個表の12ページ、こちらにも同様の誤りがございますので、あわせて訂正をお願いできればと思います。お手数をおかけいたしますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、説明を続けさせていただきます。この施策7につきましては、子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、さまざまな機会を捉えて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組むとともに、全ての子どもが互いに文化を尊重し、違いを認め合いながら共に生きる心を育む環境づくりなどを進めていくことといたしております。進捗状況につきましては、地域、学校、保育園、イベント等のさまざまな機会を捉えて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策8「子どもの社会参加の促進」につきましては、全ての大人が子どもの発達段階に応じて、その意見を考慮すべきであることを理解し、まちづくり等において、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの意見を反映するよう努めるとともに、子どもを責任ある一人の市民として尊重し、その主体的な活動を促進することといたしております。進捗状況につきましては、都市公園などの整備において、ワークショップなどの住民参加型の手法を用いた整備を実施するとともに、子どもたちの主体的な活動を促進するため、子どもたち自らが企画、立案したユニークで夢のある行事や活動の支援を実施したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、資料の2枚目をお願いいたします。目標2「安心して生み育てられる環境づくり」についてご説明いたします。

施策1「幼児教育・保育の充実」につきましては、子ども・子育て支援新制度を踏ま

え、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制などの確保や、多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上などに取り組むこととしております。進捗状況につきましては、待機児童の解消に向け、平成27年度は多様な手法により1,561人分の整備を進めるとともに、一時預かり事業の実施箇所を増設するなど、多様な保育サービスの充実を図ったところでございます。また、潜在保育士等の就職支援を引き続き実施し、保育士確保のための施策を拡充したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策2「母と子の心と体の健康づくり」につきましては、母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、小児医療等の充実を図ります。特に育児不安が強い出産後早期の支援などにより、母子保健施策の充実を図るほか、不妊に悩む人への支援を行うことといたしております。進捗状況につきましては、妊婦健康診査の公費助成や、乳幼児健診、新生児の先天性代謝異常検査を継続して実施するとともに、全ての区に母子保健訪問嘱託員を新規配置し、新生児訪問を拡大いたしました。さらに、特定不妊治療費助成事業について、初回分の助成費の増額など、事業の拡充を図ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策3「ひとり親家庭への支援」につきましては、ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、家庭が抱える問題についての相談にきめ細やかに対応するとともに、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組むことといたしております。進捗状況につきましては、ひとり親家庭支援センターにおいて就業相談や自立支援プログラム策定事業など、就業や自立に向けた支援を実施するとともに、経済的負担の軽減を図るために、児童扶養手当の支給等を実施したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策4「子育て家庭への経済的な支援」につきましては、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもを対象に児童手当を支給するとともに、子どもに対する医療費の助成拡充を行うほか、教育・保育に係る費用を助成するなど、経済的な支援を行うことといたしております。進捗状況につきましては、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、児童手当を支給するとともに、子ども医療費助成制度について、平成28年1月に入院医療費に係る費用の助成対象を中学3年生まで拡大したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策5「仕事と子育ての両立に向けた環境づくり」につきましては、男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しなどについて、市民や事

業者などへの働きかけを行うこととしております。また、社会全体で子どもや子育てをバックアップしていく運動の普及に取り組むことといたしております。進捗状況につきましては、企業と共働し、「い〜な」ふくおか・子ども参観日や、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーを実施するなど、働く人が子育てしやすい職場の環境づくりの働きかけを行ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策6「子育てを支援する住まいづくり・まちづくり」につきましては、安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策や、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めることといたしております。進捗状況につきましては、乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるため、赤ちゃんの駅事業を推進するとともに、市営住宅について、新婚・子育て世帯を対象とした家賃助成による居住支援などを行ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策7「子どもや子育て支援に関する情報提供」につきましては、さまざまな媒体を活用し、子どもや子育てに関する情報をわかりやすく市民に提供することといたしております。進捗状況につきましては、福岡市のホームページやメールマガジンなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報の提供などを行ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

続きまして、資料の3枚目をお願いいたします。目標3「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」についてご説明いたします。

まず、施策1「地域全体で子どもを育む環境づくり」につきましては、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、子育て支援のネットワークづくりや、地域における人材の育成などに取り組むことといたしております。進捗状況につきましては、こんにちは赤ちゃん訪問事業や、地域で子どもを育むネットワークづくりの促進、ファミリー・サポートセンター事業を継続して実施し、地域の中で行う育児の相互援助活動の支援などを行ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策2「子どもの健やかな成長を支える取組」につきましては、地域において、子どもの豊かな心を育むための取組みや、家庭の子育て力の向上に向けた取組みを推進するとともに、子どもが放課後などに安全に過ごせる場の提供により、子どもの健やかな成長を支えることといたしております。進捗状況につきましては、136校全ての留守家庭子ども会で6年生までの通年受け入れを実施するとともに、昨年の7月以降、土曜日や夏休み等の長期休業期間中の開所時間を8時半から8時〜30分前倒しするなど、サービスの向上を図ってまいりました。また、特別支援学校に通学する児童・生徒や、通

常学級、特別支援学級に通学する発達障がい児を対象とした放課後等支援事業についても事業の拡充を進めるとともに、保育所等で読み聞かせを継続して実施し、子どもの道徳性を育む取組みの充実を図ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策3「子どもの遊びや活動の場づくり」につきましては、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、それぞれの発達段階に応じて安全に安心して活動することができる場や機会を確保、提供するとともに、子どもが利用する施設について、子どもの意見を積極的に取り入れながら整備を進めることといたしております。進捗状況につきましては、子どもプラザを管理・運営するとともに、子育て交流サロンを支援するなど、市民により身近な地域での子育て支援に取り組みました、また、放課後等の遊び場づくり事業につきましては、実施校を11校拡大して97校で実施いたしております。さらに、新しい科学館の整備、運営に向けて、事業者の選定作業を進めるとともに、中央児童会館につきましては、平成28年4月1日のリニューアルオープンに向けて、内装工事や指定管理者の選定等を進めたところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策4「子ども・若者の自己形成支援」につきましては、次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じたさまざまな体験の機会を充実することといたしております。進捗状況につきましては、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流を継続して支援するとともに、青少年施設におけるさまざまな体験機会の提供などを行ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策5「子ども・若者の社会的自立に向けた取組」につきましては、子ども・若者が社会との関わりを学び、それぞれの個性を最大限に発揮しながら自立した大人へと成長できるよう、主体性や職業観を養い、自覚を促すとともに、若者の就労を支援する取組みを推進することとしております。進捗状況につきましては、子どもたちが将来に夢や希望を持ち、新しいことにチャレンジする意欲を育成するため、新たにアントレプレナーシップ教育を実施するとともに、子どもたちにさまざまな体験機会を提供し、将来をリードする人材の育成に取り組んだところであります。また、各区に設置している就労相談窓口において、個別相談、セミナーの開催、職業紹介等を実施し、若者の就労支援に取り組んだところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

最後に、施策6「子ども・若者の安全を守る取組と非行防止」につきましては、子ども・若者の安全を守る取組みや非行防止活動、有害環境への対応などに社会全体で取り組み、子ども・若者が安全に健やかに成長できる環境づくりを進めることといたして

おります。進捗状況につきましては、家庭、学校、地域、関係機関・団体と連携し、非
行防止活動や青少年に有害な環境の浄化、健全育成事業を推進したところであり、自己
評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

以上で、「第4次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧に関する説
明を終わらせていただきます。

続きまして、資料1－4をお願いいたします。「第4次福岡市子ども総合計画」にお
ける関連指標の状況につきましてご説明させていただきます。

この資料は、「第4次福岡市子ども総合計画」において、成果指標や事業目標を設定
しているものについてまとめたものでございます。資料の1枚目、左上に記載しており
ますが、計画全般に関する総合的な成果指標として、福岡市の子育て環境満足度を設定
しております。また、計画に掲げる三つの基本目標について、取組みを推進し、達成す
べき目標として、目標ごとに成果指標を設定いたしております。さらに、当該計画の位
置づけに関連して、国より指定されている数値目標や、市として独自に設定した数値目
標として、三つの基本目標ごとに事業目標もあわせて設定しております。

なお、この資料につきましてご留意いただきたい点がございます。各指標の初期値に
ついてでございますが、計画策定時の平成27年3月の時点で平成26年度末の数値がまだ
算出されていないものがございましたので、一部、25年度の数値を記載させていただい
ておりましたが、このたび、全ての指標の初期値を26年度末の数値に改めさせていただ
いております。また、目標値につきましては、年度ごとに設定しているものもあれば、
最終年度のみ設定しているものもございます。それぞれの指標につきまして、時間の関
係もございますので、説明を省略させていただきたいと考えておりますが、現時点でわ
かるものにつきましては、平成27年度末の実績を現状値として記載しておりますので、
ご参照いただければと思います。

以上で、議題（2）「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について
説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

なかなか内容が多岐にわたっておりますので、簡潔に言っていただきましたが、まだ
おわかりにならないところもあるかもしれませんので、審議委員の皆様方からご質問、
ご意見を伺いたいと思います。

○委員 施策8の「子どもの社会参加の促進」、これは施策1からずっと子どもたちの権
利を尊重する社会づくりということで続いておりまして、この子どもの社会参加の促進
で、子どもを社会の一員として、一人の市民としてというふうにありますけれども、権

利というものが、今非常によく社会でも言われておりまして、私も権利というのは非常に大事だと思っています。憲法でも基本的人権の尊重というものがあるように、権利というのは特に弱い立場の方々にとって非常に大切にしていけないものだと思います。そうした中で、憲法には三大義務というのがあって、納税、教育、勤労という義務もきちんと載っているわけでありまして、この義務とか責任ということが、権利と同じように、一緒のように出てこないのかなというところが、ちょっと何でなのかなと。同じように出てくるべきではないかなと思ったのですけれども、これはどういうお考えのもとで権利だけになっているのでしょうか。

○委員長 よろしゅうございましょうか。

○事務局 当然、権利だけではなく義務や責任につきましても、学校などを通じて子どもたちにきちんと学習させているものと認識しております。日本も批准している「子どもの権利条約」という国際的条約や児童福祉法などの法律にも、きちんと子どもの権利を守っていくということが明記されておりますので、子どもの権利を尊重する社会づくりということで、「子どもの社会参加の促進」を、明記させていただいております。ただ、今委員がおっしゃいましたように、義務や責任という面についても、重要なことであると認識しております。

○委員長 よろしいですか。

○委員 その義務とか責任の部分はどのような授業内容で、国語とか社会とかで歴史というか、社会で出てきたりとか、そういうところだけのような気がするのですけれども、例えば道德の授業とかでも、そういったものをきちんと理解してもらうようなやり方というのはされてありますか。

○委員長 よろしく願いいたします。

○事務局 学校教育におきます子どもたちの権利、あるいは義務の指導につきましては、主に道德の学習で行っている状況でございます。やはり子どもたちの心に響くように、きちんと権利とともにしなければならないこと、自分に関することといたしまして、節度ある行動とか、それから義務としての決まりを守るとか、そういう学習内容として道德の学習でしているところでございます。また、知識、理解の面につきましては、社会科で主に、憲法等も含めまして権利と義務の学習を行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。やはり各論といたしますか、施策の8で社会の一員、一人の市民として見ていくという施策の中において、やはり義務とか責任というものをしっかりと理解した上で、こういう授業をされていくということが大切だと思いましたので質問させていただきました。

それと、あともう一つよろしいでしょうか。22ページの道路のバリアフリー化の推進と、34ページの通学路の歩車分離を一緒に聞かせていただきたいんですけれども、このバリアフリー化というのは、今福岡市もユニバーサル都市を目指している中で、歩道のフラット化率がまだまだ低いと思うんです、これでは。ただ、歩道と歩道の間、縁石なんかは、いろんな障がいのある方によって縁石が必要であったりということもあるという事は聞いておりますけれども、今後、ただ道路というのは頂点が丸くなって端に行くと低くなっていますので、その分段差というのが非常に、2センチ以上に感じるところもあるかと思うのですけれども、ここら辺のバリアフリー化というのはどのように考えてあるのでしょうか。また、もう少し整備化率を伸ばすことについては。

○委員長 よろしく願いいたします。

○事務局 道路のバリアフリー化についてのご質問を頂戴いたしました。福岡市では平成25年度にバリアフリー基本計画を定めまして、その中で重点整備地区というものを定めております。その中で、生活関連道路を今回76.6%という進捗率を上げさせていただいておりますけれども、この具体的な内容といたしまして、今委員からもお話しがありましたとおり、歩道と横断歩道の隙間、縁石のないところ、ここは2センチ以内の段差までにするというようなことに基づいて進めているところでございます。今後、通学路も含めて、しっかりと確保ができるような形の進め方をいたしておりますので、そういった意味では、特に生活関連道路重点整備地区において、100%を目指して今順調に推移をしているものと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

○委員 最後に、通学路の整備ですけれども、今よくニュースとかでも、高齢者の方が車で突っ込まれたりという事件も多くなってきておりますけれども、歩道にカラー化するだけでは足りないような気もするんですね。やはり本当に生徒が通るところというのは

ガードレールをつけられるところはつけていくとか、そういった対応というのは考えられていますか。何か、カラー化だけではなくて。

○委員長 よろしゅうございますか。

○事務局 通学路の安全対策につきましては、教育委員会が主体となりまして、警察関係、それから道路を整備する区役所関係と協議しながら、何が一番効果的な対策かということとを協議して対策を進めているところでございます。なお、道路によってさまざまな状況がございまして、例えば道幅に余裕があるところであれば、当然、ガードレールを設置したりということもできますけれども、例えば道幅の状況であるとか、あるいは周りの住宅道路も兼ねておりますので、そういったところの事情等を加味しながら、一番、よりその道に合った対策を講じております。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 それでは、ほかの委員の方。

○委員 先ほど、子どもの権利に関するご意見がございました。子どもの権利というならば、義務についても同時に言及すべきだというご意見ではなかったかと思います。これについて、私なりの意見を述べたいと思います。子どもの権利を保障するということについては、子どもの権利条約に批准した立場、つまり、憲法の次に位置付けられる国際条約に基づいて子どもに権利を保障することを、世界に約束しているということですので、それは独自に迫及すべきものであって、子どもの義務云々とセットで論ずるべきものではないと考えます。子どもが権利の主体であるという考え方は、日本ではあまりにも遅れ過ぎている状況があり、今年の児童福祉法の改正でようやく位置づけられました。が、そこでも、この子どもの権利の保障というものは国の責任においてなされるべきことを言っているので、同時に子どもの義務はどうかだということをわざわざ言及するようなものではないと、私は思います。子どもの義務ということであれば、別に具体的に議論されればいいのではないのでしょうか。ここでの趣旨は、あくまで子どもの権利条約の実現という基本的な考え方に沿った施策ということがいわれていると思いますので、それでよろしいのではないかと思います。

○委員長 ご意見をいただいたということで、参考にさせていただきます。ここに書いてあります、責任ある一人の市民として、責任あるという表現を文章に使われていますけ

ど、その辺のところでも、義務と責任というところが表現されているのかなと。

ほかの委員の方、何かございますでしょうか。

○委員 二つ質問があるんですが、一つずつのほうがよろしいですか。

○委員長 そうですね。

○委員 では、まず一つ。資料 1－4 の目標 1、事業目標の事業名が虐待防止等強化事業、母親の心の健康支援事業ということで、見方が分からないというか、読み方がわからないのでちょっと教えていただきたいのですが、この養育支援訪問事業というのは福岡市の家庭支援員さん等が育児に不安がある家庭や、ちょっとリスクがあるんじゃないかというような家庭に 1 週間に 1 度などお伺いして支援する事業ということでよろしいのでしょうか。

○委員長 よろしゅうございましょうか。

○事務局 委員がおっしゃったとおり、養育支援訪問事業は、子ども家庭支援員をご家庭に派遣いたしまして、子育て不安や家庭養育上の問題を解決するために、子育てに対する助言や家事の支援を行う事業でございます。

○委員 ありがとうございます。それで、ちょっと質問させていただきたいんですけども、ここの量の見込みの支援人数と支援体制ということですが、支援人数は支援される側のほう、支援体制は支援する人数ですか。

○事務局 そのとおりでございまして、支援人数というのは子ども家庭支援員を派遣する、受け入れる家庭でございまして、支援体制はそのために確保している、子ども家庭支援員に登録されている方の人数でございます。

○委員 じゃあ、これからは支援を受けられるご家庭も増えていってほしいし、支援員の人数も増やしたいということで、大変うれしいなと思って拝見をさせていただいたんですが、ここで一つ質問なんですが、この人たちを派遣する管轄というのは、こども総合相談センターと区の保健福祉センターということなので、えがお館と区役所の地域保健福祉課と子育て支援課ということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

○事務局 はい。委員のおっしゃるとおりでございまして、こども総合相談センター、それと区の保健福祉センターにおきましては、地域保健福祉課と子育て支援課が担当しております。

○委員 子育て支援課の方からというのは、なかなかないという話を聞いたので、何か決まっているのかなと思ったのですが、地域保健福祉課と子育て支援課のほうでも、この親子に必要ということでしたら派遣していただけるということなんですね。

○事務局 やはり地域保健福祉課から派遣するということが実際は多いという状況にございますけれども、子育て支援課におきましても、養育支援が必要なご家庭、例えば虐待のおそれがあるというようなご家庭に対して、子ども家庭支援員を派遣するというところで取り組んでいるところでございます。

○委員 ありがとうございます。子育て支援課さんからは、なかなか依頼することが難しいという話をちょっと聞いたことがあったので、決まっているのかなと思ったのですが、今のお話では、どこからでも依頼できるということがわかったのでほっとしました。ありがとうございます。

○委員長 もう一つは、よろしいですか。どうぞ、もう一つ。

○委員 では、続けて申し訳ありません。これも同じく、資料1－4の2ページ目、事業目標が子どもプラザのところについてです。私、何回かここで発言させていただいたので、またかと思われる方もいらっしゃると思うのですが、数の確保は14カ所で、もうこれは増えませんということだったんですね。利用者の数が少ないので増やしようというふうにご説明をいただいていた、ここにも書いてあるのですが、実際、今の城南子どもプラザで、例えばこれだと、今の来場数の2倍以上を受け入れてくださいということになるのですが、今年の夏でもすごく混雑しまして、数は本庁のほうに行っている数字で見いただければと思うのですが、入れなくて「ごめんなさい」と言ってお帰りいただく方とか、来たは来たけれども「混みすぎて入れませんね」と言ってお帰られる方が非常に多くて、「もうこのままではパンク状態だよ」という話になっています。そこで、目標で「いや、2倍以上これから受け入れてください」ということになると、ちょっと厳しいなと思って、今この数字を見ているところです。もちろん私たちも、プラザだけではなくて、例えばプラザの混雑を緩和するために外の公園での事業をしたりとか、あとはほかの公民館と連携して、ほかのサロンさんと提携してとい

うことで、出張したりはしているんですけれども、どう工夫すれば、城南区のプラザの場合は、2倍、3倍の人数に対応できるのか。

あと、資料の1－3の28ページにも書いてありますとおり、事業概要というのが、地域で孤立しがちな乳幼児の親の子育ての不安の軽減ということをやっているの、
「来たはいいけど混んでいて入れない」とか、「来たけれども全然、混み混みで遊べなかった」「誰とも話せなかった」と言って帰られる方とかが多いと、この事業概要をしっかりとやっているのかと言われると、ちょっと難しいところがあるなと思って、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長 子どもプラザについて、よろしくお願いいたします。

○事務局 何回かご質問をいただいているところでございますが、城南区の子どもプラザにつきましては、特に区役所内にありまして、また施設の面積も大変狭いプラザでございます。そのため、大変人気でございまして、お手数をかけているところでございます。この人数等、目標値につきましては、私ども、14カ所のプラザの中で参加の人数があまり多くないプラザ等もございまして、そうしたところも含めて14カ所で今のところご参加いただける人数かなということで目標値を定めさせていただいております。実際には、今年中央区の子どもプラザにつきましては、改めて中央児童会館の中に設置させていただいております、順調にご利用の数が増えているところでございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 子どもプラザについては、場所によってちょっと事情が違うというところを勘案していただければということでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 今の子どもプラザの話は、この数字だけ見ると、14カ所の実績が1万2,000人のところを、31年度に4万1,000人を目指していますが、困難なのではないでしょうか。確かに中央児童会館もできたけれども、場所もいいので、もう既にいっぱいです。大変な稼働率だと思います。確かに子どもプラザで利用者が少ないところもあるでしょう。それは立地場所次第だと思います。現実には多いところはもうどうしようもなくなってくるので、そこはやっぱり何とかしなければならないのではないかと、と思いますが、いかがですか。

○事務局 ご指摘のとおりだと思います。場所によって、とても稼働率の高い子どもプラ

ザと、それからあまり芳しくないプラザがあるところでございます。現在のところ、子ども総合計画においては、31年度までの中で14カ所で活用していくというふうに考えております。今後とも適材適所を目指して頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

進捗状況なり、評価一覧を見せていただいて、福岡市こども未来局、よく頑張っている、と、総合的にはいつも思っております。一つ、こども食堂という言葉がこの資料の中にはないのですが、最近は非常に流行っているんです。これは計画したときに、こども食堂というのがなかったので入れていないということなのか、今年初めて福岡市で予算をつけたので、来年からはこういう中で出てくるんですよということなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○事務局 子どもの貧困対策に関しましては、現計画の目標1、施策6として上げさせていただいておりますが、本日の資料は27年度までの事業の点検・評価でございます。今委員にご指摘いただきました、こども食堂という子どもの食の居場所づくり支援事業につきましては平成28年度、今年度から行っておりますので、次の進捗報告の中では、その説明をさせていただくことになろうかと思っております。

○委員 はい、結構です。

○委員長 ありがとうございました。

○委員 目標2の「安心して生み育てる環境づくり」の中の施策2の項目に関してですが、妊娠中から産後にかけて、かなり母子の訪問をしてくださっているなど感じております。それで、母子巡回健康相談、それから母子の保健訪問指導、それからこんにちは赤ちゃんの訪問指導、この三つがここに明記されているのですが、その中で、こんにちは赤ちゃんの訪問の時期を生後3カ月から7カ月に変更したと、こちらのほうに書かれておりますが、その理由を教えてくださいのと、この三つの家庭訪問なんですけれども、専門職、それから専門職ではない民生委員の方の訪問ともなっておりますけれども、どのような関係性になっているのか、ちょっと説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長 よろしく申し上げます。

○事務局　こんにちは赤ちゃん訪問の訪問時期を7カ月後に変更したことにつきましては、こんにちは赤ちゃん訪問においては民生委員さんに訪問いただいております。4カ月児健診の際に保護者の方に民生委員さんに電話番号を提供することをご了承いただいて、7カ月がちょうど、民生委員さんたち、結構サロンとかに携わっていただいています、そちらのご案内とかもしやすいということで、訪問時期を変えさせていただきました。あと、母子保健訪問指導で新生児訪問を全ての家庭、全戸訪問という形で、今、助産師さんに訪問していただいております。一つ目の母子巡回健康相談につきましては、公民館等で相談会を開催しているところでございます。こちらは保健師とか助産師とかが担当してございます。

以上です。

○委員　ありがとうございます。そうしますと、生後1カ月までは専門の助産師や看護師、その後の7カ月が、かなり空くかなと私は感じたんですね。特に、今乳幼児の虐待というところがすごく大きな問題になっておりますので、この間がどなたも行かなくなると、かえってどうなのかなとちょっと懸念して、一応お尋ねした次第です。

○事務局　4カ月児健診があっており、ほとんどのご家庭と会えてございます。4カ月児健診に来られなかった方は、未受診者訪問ということで全てのご家庭を訪問しておりますので、そういった切れ目のないような形で取り組んでいるところでございます。

○委員　どうもありがとうございました。よくわかりました。

○委員長　どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでございましょうか。

○委員　ほかにございませんでしたら、もう1回発言させていただきたいと思います。

子どもの貧困対策について申し上げたいと思います。これはむしろ、お願いということかもしれませんが、NPOとして、委託事業で子どもの貧困対策としての学習支援をやっていますが、現場からの感覚で申し上げますと、先ほど「おおむね順調」という評価がありましてが、現実には、子どものニーズにとっても追いついていないという実感があるのです。もちろん、行政の方でも努力されていることは存じ上げているつもりです。こども食堂の話が出ましたが、まともな食事のままならぬ子どもたちがいますし、家庭が大きな困難に陥っていたり、子どもの学習にしてもその習慣がない、意欲も持てない

とか、不登校、育児放棄や虐待など、貧困を背景としてさまざまな問題が絡み合っていて起きています。その中で、支援を必要としている子どもたちのところまでなかなか手が届かないという実態に、胸が詰まるような思いで過ごしています。そして今、それぞれが課題別に対応することには限界があり、従来の枠組みを超えた取り組みを切実に願っています。

地域の問題としても大きいものですから、NPOの役割として、これから取り組まなくてはならない課題としての意識も大きくなっていますが、これからは、分野の枠を超えての協力、連携で、総力を挙げなければ解決できるようなことではないと思います。私がお願いと申しましたのは、行政のほうも、教育の問題、生活の問題、経済的な問題など、さまざまな問題に、別々の部局が対応されているのではとても解決できない問題があると感じていますので、庁内の関係部局の連携というものをさらに強めていただきたいというのが願いです。それがありますと、NPOとの連携もうまくいくと思われますので、よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。委員がおっしゃっていますように、学校教育と行政といいますか、特に子ども行政と教育というのは、なかなか連携がうまくできないときもあるというご指摘もあるところです。とりわけ貧困に関連すれば、学童保育、留守家庭子ども会のところと学校教育がどういう連携をとっているのかという問題もあるようでございまして、先ほどの子ども食堂のようなこともクローズアップされていますが、その辺、どうぞよろしくご協力をお願いしたいと思います。

ほかの委員の方、いかがですか。

○委員 こちらの目標の3の「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」というところで、先日、早良区の社会福祉協議会がされている子育て支援事業のほうで早良区のある子育てサロンにお伺いさせていただきました。見せていただいたら、やはり地域の高齢者の方々がすごく協力をされて、子どもたちの支援をしていただいております。そこに来られている乳幼児をお持ちのお母様方もすごく楽しそうに、そこにいらっしゃる高齢者の方にいろんな相談をされたり、そこをやさしく高齢者の方が答えてくださっていました。公民館の方々、そこでボランティアでしていただいている高齢者の方々がとても工夫をされて協力をしていただいているのだなと思って、すごくありがたいなと思って見せていただいたんですけれども、こちらで子育てサロンの現状とか、そういったことの数値があれば目標に向かってやらなきゃいけないので大変かなと思うのはあるんですけれども、そういった温かい支援がどんどん広がっている。高齢者の方々が活躍していただける場もつくり、そこにありがたく感謝している乳幼児の保護

者の方々もいらっしゃいますので、そういったところもクローズアップしていただいて、子育てサロンでボランティアをされている代表の方が、「やっぱりいろんな道具を準備したり、人を確保したりするのが大変なんだ」ということをとても言われておりました。もう少し子育てサロンとか子育てサークルを全面的に支援していただいて、地域でボランティアで活躍する人たちをもう少し応援していただけるような、支援の目標に掲げていただけたら、もっと地域で子育てを支えていく雰囲気ができるのではないかなと思いました。ちょっと意見というか、感想になってしまうのですが、子育てサロン、高齢者の方々が頑張っている姿とかをもう少しいろいろなところで広めていただけたらなと思いました。ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。何か、事務局からございますか。はい、どうぞ。よろしくお願いいたします。

○事務局 数値目標には掲げていないんですが、資料1－3の28ページになります。事業が並んでおりまして、一番上に地域子育て交流支援事業、こちらが一応、子育て交流サロンの数値ということになります。実際には地域の方がボランティアで開設しているものですから、今回計画の数値目標という形では掲げておりませんが、現在、各校区を中心に153カ所で運営していただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 委員、よろしゅうございますか。

○委員 資料1－3 個票の28ページの公園について、ちょっと素朴に疑問が出たので質問させていただきます。下から三つ目が、安全で楽しい子どもの遊び場ということで、これはすごくごもつものなことですけれども、今、公園内において遊具が、ここにあるようにハザードになるからということで撤去という。将来的には、やはり公園という場所においての遊具というのは、どのようにお考えなのかということと、それから、下二つに関連するんですが、ここに表現している子どもというのは、いわゆる乳幼児をイメージされているのかどうか。例えばですが、今、小学生とかが公園でボール遊びをしようと思うと、即刻「それをやめろ」というふうに地域の方から言われたり、ここにある多様な遊び方ができる場づくりということになると、多様な遊びとなると具体的にどういう遊びをイメージされているのか。飾り言葉だけではないと思いますので、具体的に何か、多様な遊びというのを教えていただきたいと思います。

それから、その下も関連するのですが、住民参加型の手法を用いて身近な公園整備と

いうこと、これは住民の意見を聞いて住民のニーズに合った公園にするということだろうと思いますが、ここの多様な公園ニーズ。じゃあ、住民のニーズというのは、対象が子どもといったら幅広いので、例えば乳幼児の遊びについて、親がそれを見守ってと、この上にもありましたよね、見守りながら安心してと、こうなるとやっぱり小さいお子さんになるだろう。小学校、中学校の子どもがもし公園で遊ぼうと思ったら、具体的にどういう遊びが可能なのかということ、ちょっと素朴に疑問が出てまいりましたので教えてください。

○委員長 お願いいたします。

○事務局 先ほどご質問の、まずは「ハザードを改善し安全に遊べる子供の遊び場を再生」における、将来的な遊具の考え方についてですが、公園の遊具は大変人気がある施設なので、今後とも公園内の遊具を適切に配置、維持、管理していきたいと考えております。その中で、ハザードについては、利用に当たってけがが予測されるため積極的に排除しており、一方、利用に伴うリスクについては、子どもにとってある面必要なものと考えていますので、公園の遊具に対しては、リスクを管理してハザードを除去するというので、遊具を適切に管理、維持しているところです。

続きまして、多様な遊びができる場づくりとは何か、ボール遊びが禁止されている公園があるとの事ですが、公園については、利用者も子どもだけに限ったものではなく、最近は高齢者の利用も増えております。その中で、子どもや高齢者の声を聞くと、例えば高齢者でしたら、健康遊具というのが大変人気があるのですが、そういったものの設置の要望が多い。一方、子育て世代に聞くと、小さな遊具も多い。あと、小中学生では、大きな遊具とか広場が欲しいという、いろんなニーズがございます。それについては、公園の大きさ等を考えながら配置しているところですが、そういったニーズ全てにお応えできない中で、地域の中で話し合っていていただいて、この公園はどういったことができるという取組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

○委員 ありがとうございました。今のお答えでわかりましたけど、やはりバランスをとるのは非常に難しいことだと思いますので、地域の方の意見といっても、声が大きい人の意見ばかりが通っていくということも、地域によってはあるかもしれませんし、それ

からハザードの問題、リスクとハザードというのをおっしゃっていましたが、これもリスクと思っていたら、それで大ケガ、負傷してしまったら、それもやっぱりハザードなんで、表裏一体みたいなところがあると思いますので、どういうふうに判断するかと、非常に厳しいことだと思いますけど、その辺をしっかりとやっていただければと思っています。ありがとうございました。

○委員長 難しい問題で、安全ということと、それから自由に子どもたちが遊べるというのは、なかなか難しいところですが、よろしくお願いいたします。

ほかにありませんでしょうか。どうぞ。

○委員 資料1－3個票の32ページと33ページの目標3の「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」のところについてですが、今いろいろなご意見が出ている中で、たぶん皆さん共通して思われることは、子どもたちがとにかく健全育成という形で、自立した大人へと成長できるようにというのが大きな目標だと思っています。その中で、中高生夢チャレンジ大学というのがありますけれども、職業につくということは、今言われておりますいろんな家庭環境の中でも虐待とかという話もありますけれども、やはり職業というのはとても大事なことだと思います。ですので、中高生夢チャレンジ大学の公募の方法や募集の仕方、そして講師の方や、またその後の参加した子の様子、実際にこれを経験した子が、福岡を支え、リードする人材を育成と書いてありますけれども、その後どのような場所で活躍をするとか、そういった後のことまでちょっと教えていただければと思いました。

○委員長 よろしゅうございましょうか。

○事務局 この事業につきましては、福岡市と大学、企業、NPO等が連携した取組みでございまして、実行委員会方式で実施をさせていただいております。対象は中学生、高校生ということで開催させていただいておりますので、市内の中学生、高校生を中学校、高校を通して募集をさせていただいております。また、講師の方につきましては、実行委員会の中で、プログラム内容などを決めさせていただいております。毎年、この講座等を通じて、いろんな体験をしていただき、将来を担う人材を育成していきたいということで事業を進めているところでございます。この事業自体は平成24年度から始めておりますので、まだ、成人して就職してというところまではいってございませんけれども、この卒業生につきましても、今後、きちんとフォローしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。大学、企業さんのほうで実行委員会を設立してということだったのですけれども、じゃあ、募集方法は全部学校を通してということになるんでしょうか。

○事務局 新聞等でも募集させていただいております。それとあわせて学校を通じたチラシの配布も行っているところでございます。

○委員 私も長年、地域のほうで子ども会から青少年活動をやっているのですけれども、一度も見たことがなかったので、そういった募集のチラシとかをですね。なので、ちょっと質問させていただきました。ただ、やはり中学生、高校生、もちろん企業というのも大事なのでしょうけれども、地域のほうでどうにかこういう子どもたちをもっともって活躍される場をいっぱい出していただくのも一つの育成になるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございました。

ほかに、いかがでございましょうか。どうぞ。

○委員 4ページの「社会的養護体制の充実」の中で、これについても、里親委託ですか、私はこれだけ見るとほんとうに福岡市は頑張っているなど、順調という言葉でいいんじゃないかと思ったところではありますけれども、あと、主な事業の実施状況の表ですが、一番下の退所児童等のアフターケア事業についてです。これが私も、ちょっと議会の中でもいろいろと養護施設を退所した子どもの自立に向けての支援策というのを市独自で検討していくべきではないかと、進学、就労に対しても、さまざまな支援が必要と思われますが、ここではグループ活動の支援を検討中というふうになっているんですが、このあたりをもう少し具体的に、どういうことをイメージしながらされようとしているのかというところを教えてください。

○委員長 よろしゅうございましょうか。お願いいたします。

○事務局 退所児童等アフターケア事業につきましては、児童養護施設等を退所して、就職、進学した方々に向けて、退所後の支援を行うという事業でございまして、今、事業は中断しているところでございます。NPOなど、こういった事業を運営できるような団体などで行っていただくことを考えておりますが、今はまだ検討中ということでござ

いまして、今は実施をできるように検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員 この支援方法なんですけれども、もちろん悩み相談とか、そういう相談窓口というものは大事だと思うし、ピアサポート的な問題など、さまざまあると思うんですが、経済的な支援もあるのでしょうか。

○事務局 こちらにつきましては、精神的な支援といいますか、悩み相談をしたりとか、退所した子どもたち同士の自助グループの活動支援といったものでございまして、この退所児童等アフターケア事業のメニューには経済的支援というところが入っておりません。

○委員 文面だけ見るとたぶんそうだろうなと思いつつですね。しかしながら、やはり非常に、社会的にもかなり、養護施設を退所した子どもたちの自立に向けての過酷な状況というのは結構社会問題になっています。これはほんとうに要望ですけれども、そういう住居の支援だったりとか、上にある自立援助ホームが2カ所ありますけれども、一人で住むとか云々の中で、そういう住居の支援だったりとか、さまざまな、直接の経済的支援ではなくても、支援策をこれから検討していく必要があるのではないかなというので、これは要望として申し上げておきたいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。非常に難しい問題だと思います。

ほかには、よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

○委員 何回も申しわけありません。今の「社会的養護体制の充実」というところで、ちょっと私からも一言お願いさせていただきたいと思います。

ご覧いただきたいのは、資料の1-4の子どもショートステイについてです。この子どもショートステイは、1,200人の利用目標となっているのですが、現在もう1,320人ということで超えています。子どもショートステイの概要については、資料1-3の14ページに記載されています。下から2番目です。保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設などで短期間の預かりを実施ということで、実施施設は6カ所、児童養護施設や乳児院なので、かなり市内でも端っこのほうにあるんですね。それでも利用したいとおっしゃる方が1,200人の目標を超えて1,320人現在いらっしゃるということは、多分これでは足りないということだと思うんですね。前もちょっとお話しをしたかと思うのですが、この「児童養護施設な

ど」の中にぜひ養育里親も入れていただいて、身近で子どもさんを短期間預かる方を増やしていただければ、社会的養護ではなくて、何とかご自宅でお子さんを見ることのできるという方が増えると思いますし、あと、それも目標1の「社会的養護体制の充実」なんですけれども、結局その子たちが里親家庭を出た後に、一旦おうちに帰るんですけども、やっぱりおうちでも、お母さんがずっと養育するのは難しいので、たまに夏休みとかそういうときだけ預かってくれれば子育てすることができるといってお母さんもたくさんいらっしゃると思うので、そこにもう一回、今までお世話になっていた里親さんのところにお子さんを預けて、これからの里親さんというのは親子含めて支援していくべきだと私は思っているんで、そういう感じで、子どもショートステイというのを少し幅を広げていただいて、里親にも委託できる、退所ではなくて、里親委託解除して家に帰った後も、自力で一人で頑張るのではなくて、いつでも里親さんのところに預けることができるというような体制をとっていただけるといいのかなと思って、ちょっとお願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。何かコメントございますか。お願いいたします。

○事務局 子どもショートステイにつきましては、やはり利用者数も増えているところがございます。こちらの1,320というのは延べ人数でございます、延べ人数も伸びておりますが、実際に利用している子どもさんの数も増えているところがございます。里親等で子どもショートステイができるようにというところにつきましては、今後、実施する方策など、どのようなことを条件整備していけばいいかということなどを考えて進めていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございました。よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

ほかには、よろしゅうございましょうか。

いろいろご意見をいただいたりしておりますが、評価ということで、自己評価、点検・評価でございますけれども、先ほどのように、順調ではないかというようなご意見もございます。また、目標値に既に達しているものについて、これ以上どうするのかというようなお話しも今ございましたが、それぞれ目標値のみならず、子どもプラザで非常に人気があるところとそうではないところで差が見られる中、施設数全体として見たと

きにはどうなんだろうというご意見もございました。今後そういったご意見も踏まえていただいて、改めてそのところも検討いただくということもあるかと思います。進捗状況についての評価でございますが、事務局のほうからご提案いただいたものでは、

「おおむね順調」というようなことでございますが、何かそれについてご意見がございましたら、お願いいたします。

評価の段階というのはなかなか難しいところでございますけれども、達しているところとか、順調ではないかというところもあります。もうちょっとこういうところは工夫をというところもあったように思いますが、現在の段階において、「おおむね順調」というところでは出ておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

それでは、また今後ご意見を取り入れていただいて、発展させていただけるところは発展させていただいてというところを事務局の方にもご検討いただくことといたしまして、進捗状況としては、おおむね順調ということをお認めいただいたものとさせていただきます。

それでは、点検・評価の議題は終わりとさせていただきますして、議題（３）に移らせていただきます。重大事故再発防止等専門部会の設置についてでございますが、事務局のほうから、よろしくお願いします。

議題

（３）重大事故再発防止等専門部会の設置について

○事務局 資料２の重大事故再発防止等専門部会の設置につきましてご説明いたします。

まず、「１ 設置の趣旨」でございますが、子ども・子育て支援新制度におきまして、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生、または再発を防止するための措置、及び事故が発生した場合に市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされております。これを踏まえ、国の教育・保育施設における重大事故の再発防止策に関する検討会において検討が行われ、平成27年12月に地方自治体による再発防止等のための事後的な検証と実施が提言されております。これを受けまして、平成28年３月末に国から特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故について、地方自治体が再発防止のための事後的な検証を行う旨の通知がなされ、その中で、検証に当たっては外部の委員で構成する検証組織を設置することとされております。この組織は重大事故に関する検証を行うとともに、再発防止に向け、地方自治体に対し報告、提言を行うものであり、本市におきましては、本審議会の専門部会として新たに設置し、対応するものでございます。

次に、「２ 重大事故再発防止等専門部会の概要（案）」でございますが、まず、部会の名称につきましては、「重大事故再発防止等専門部会」といたします。次に、部会の所管事項でございますが、事故発生の実態の把握、発生原因の分析、再発防止策の検討、並びに再発防止のための提言、及び支援の報告でございます。次に、検証対象となる事故でございますが、死亡事故または検証が必要と判断される重大な事故でございます。なお、今月、市内の私立保育所で起きました事故につきましても検証の対象となるのではないかと考えております。次に、委員構成でございますが、本審議会委員の中から教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見を有する委員を選任させていただきたいと考えております。

次に、「３ 専門部会の設置時期」でございますが、審議会条例施行規則に新たな条例として規定いたしますのは平成29年1月の予定でございます。少し戻りまして、委員の選任に当たりましては、部会での検証を始める時期が明確ではございませんが、検証を始める段階で本審議会にお諮りし、選任させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。それでは、特にご意見がないようでしたら、お認めいただいたものとさせていただきます。

では、議題は一応ここまででございますが、何か委員の方からございませんか。なければ報告のほうに移りたいと思います。

では、各専門部会からの報告をよろしくお願いいたします。

報告

（１）専門部会の開催状況について

○事務局 専門部会のうち一つ目の処遇困難事例等専門部会の開催状況を報告させていただきます。

当専門部会は、児童福祉施設への入所措置の決定について、また里親の認定等につきまして必要なお審議をいただいているものでございます。

開催状況でございますが、平成27年度は10回開催をいたしております。諮問等の件数は55件でございます。詳細につきましては、資料の1ページ中ほどの表に記載をいたしておりますので、ご参照をお願いいたします。また平成28年度は、現在までに6回開催しております。諮問等の件数は28件でございます。詳細につきましては、資料の1ページの下の方に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 続きまして、権利擁護等専門部会の報告をお願いします。

○事務局 権利擁護等専門部会の開催状況についてご説明いたします。

所管事項は、児童養護施設等入所指導の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証でございます。

平成27年度は4回開催し、被措置児童について通告があった事案についての調査状況の報告を行うとともに、児童虐待死亡事例等の検証を行いました。平成28年度は11月29日に開催予定でございまして、被措置児童について通告があった事案についての状況報告を行うこととしております。あわせて、被措置児童の権利擁護に関して児童からの相談、通告を受ける専用ダイヤルであります「あんしんホットライン」の相談受理状況や、児童養護施設などの第三者評価受審状況についての報告を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 では、引き続きまして、教育・保育施設等認可・確認専門部会の報告をお願いいたします。

○事務局 教育・保育施設等認可・確認専門部会の状況についてご報告いたします。

所管の事項につきましては、保育所等の認可及び特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項についてでございます。

平成27年度は3回開催いたしておりますが、第1回で保育所の設定、それから第2回を2日間にわたりまして、主に地域型保育事業者の選定、第3回、3月23日につきましては利用定員等の確認について開催しております。28年度につきましては、これまで3回開催しております、1回目が国家戦略特区活用をいたしました公園内の保育所の事業者についての審議、それから第2回目が保育所の選定についての審議、第3回が2日間にわたりまして地域型保育事業者の選定についての審議を実施しております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまご報告いただいた、どの部会からでも結構でございますから、ご質問あるいはご意見をいただければと思います。

よろしゅうございましょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 では、ご報告をいただいたものをご確認いただいたものとさせていただきます。

それでは、報告は以上でございます。

その他はよろしゅうございましょうか。

委員の皆様からもよろしゅうございましょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございました。皆様方のご協力で予定の時間内に終了することができました。

これで本日の審議会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会